

●● 研究レポート ●●

東日本大震災 1 年後の消防署所の状況について

(財)消防科学総合センター

研究員 阿部 英樹

1. はじめに

財団法人消防科学総合センターでは、東日本大震災の被災地の復興状況等を継続的に調査している。消防庁舎に係る調査については、本誌第 106 号にて、津波による被災状況を報告している。

本稿では、津波により被災した消防庁舎の 1 年後の状況を調査した内容の一部を報告する。

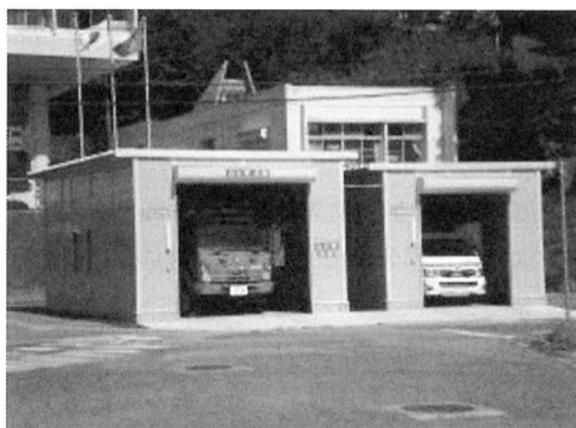


写真 1 A 分署仮庁舎前の車庫

2. 被災した消防庁舎の状況

(1) A 分署

A 分署は、津波により庁舎が被災して使用不能となった。発災から 3 日後に、高台の地区にある公民館で活動を再開した。

現在は役所分庁舎の 3 階に仮庁舎を置いている。仮庁舎がある建物は、市町村合併前の役場庁舎であり、合併後に未使用となっていた執務室の一部を利用している。この役所分庁舎には、消防の仮庁舎の他に、仮設の交番も設けられていた。

仮庁舎の前に仮設の車庫が建てられている(写真 1)。仮庁舎の中には、執務室の他(写真 2)に、仮眠室が設けられている(写真 3)。

ただし、厨房がないため、食事は庁舎内で調理するのではなく職員が各自で持参している。また、出勤の際、3 階から階段を降りる必要があることも不便な点であると考えられる。



写真 2 A 分署仮庁舎に設けられた執務室

新しい庁舎の建設については、調査時点では未定であった。

A 分署の被災した庁舎の周辺は、被災した住民がほとんど戻っていないように見受けられた。このような地区の消防庁舎については、まずその地



写真3 A分署仮庁舎に設けられた仮眠室

区に消防庁舎を復旧させるかどうか議論となる可能性がある。

(2)B 消防署

B 消防署は、同消防署が管轄する町にある。津波により1階部分が被災した。1階部分には、車庫、浴室、資機材庫、厨房などがあつた。

調査時点では、資機材はすべて2階に置かれていた(写真4)。浴室は、2階にある女性用トイレを改装して設置し、男性用トイレを男女兼用として使用していた(写真5)。

現在の庁舎が建築されたのは、北海道南西沖地震による津波が発生した1993年以降のことである。現在の庁舎を建築する場所については、この津波被害の発生に加えて、津波が襲来する地域であることから、高台とすることも検討されていたという。

本調査を行った時点では、庁舎を高台へ移転することが検討されているという。そのためもあつてか、1階の被災部分は修理されておらず、燃料などの物置やごみ置き場として使用されていた(写真6)。

B 消防署は、町で唯一の消防庁舎である。そのため、現在の消防庁舎がある中心市街地のことだけでなく、管轄する町の全域で効果的に活動できるように庁舎を建設する必要があるといえる。海



写真4 庁舎2階に置かれた装備品のロッカー。被災前、ロッカーは1階に置かれていた。

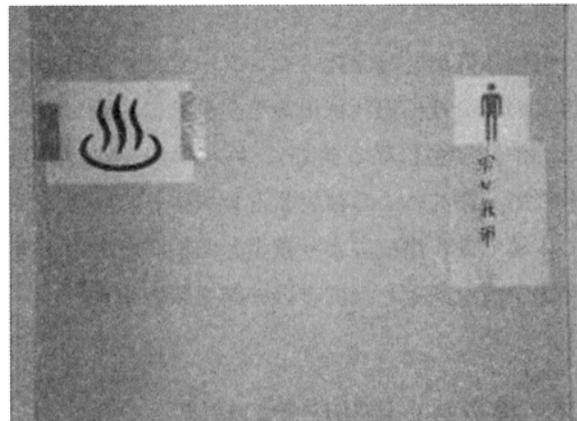


写真5 浴室が設置されたトイレ。右の男子用トイレが男女兼用となっている。



写真6 被災した1階部分。厨房があつたと思われる。

岸から離れた高台には、道路の新設が計画されている。道路の新設に合わせて消防庁舎の移転が実現すれば、これまでよりももっと早く消防車や救急車が走行できるようになると思われる。

(3) C分署

C分署は、同分署が管轄する村の中心部、海岸からおよそ1kmのところにある。震災では、庁舎の1階部分が浸水し、無線機が使用できなくなった。ただし、車両については、避難の広報のために出動しており無事だった。発災後、庁舎内に入れるようになるまで丸1日以上を要した。写真7のように浸水高さがテープで示されている。

震災前まで、C分署がある消防本部では、分署にあった非常用電源は、可搬式発電機であり、無線と蛍光灯1本のみの電力を賄うにすぎなかった



写真7 C分署1階から階段を見上げる。浸水高さがテープで示されている。



写真8 C分署に設置された自家発電設備

という。震災を受けて、この消防本部では全署所に自家発電設備を設置することにした(写真8)。この発電設備により、通信指令も行えるようになった。

C分署は、被災したことを受けて、庁舎を郊外の高台に移転することを検討しているという。写真の発電設備は、本来であれば津波による浸水等の被害を受けないようにするために屋上部分に設置すべきものである。しかし、庁舎を移転した場合もこの発電設備を使用することにしており、現庁舎で使用するために地上に仮設されたものである。

(4) まとめ

ここで紹介した消防庁舎は、いずれも庁舎の移転を検討しているか、または新庁舎の建設が必要とされている。A分署は、他の建物を仮庁舎として利用しており、消防庁舎として必要な機能が不十分な中で業務を行っていた。B消防署とC分署は、被災した庁舎に、必要な設備を仮設して使用している状況であり、こちらも実質的には仮設の庁舎となっているといえよう。

3. おわりに

東日本大震災で被災した消防庁舎は他にも多数あり、早期に新しい庁舎を整備することが必要とされている。しかしながら、消防庁舎が被災した地域では、市街地が広範囲にわたり被害を受けている。そのため、新庁舎の建設は、市街地の復興や新たな道路等のインフラストラクチャの整備等と併せて進めなければならない。

そのため、今後東日本大震災のような大規模災害が発生した場合には、本稿で紹介したような仮設の消防庁舎で消防業務を早期に再開することが必要となる。業務の再開のために必要となる設備や機器については、仮復旧をさせたり、仮設庁舎と新庁舎でともに使用できるものから整備をすすめたりすることも必要となろう。